豊橋市販路開拓支援事業費補助金実施要領

この実施要領は、豊橋市販路開拓支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第７条の規定に基づき運用にあたり必要な事項を定める。

第１　要綱第４条第１項中別表第１関係

１　別表第１中の用語は次のものを指す

(1) 補助事業区分「国内（国外）で開催される展示会等」において「展示会の主催者等に支払った費用」とは、以下のものを指し、汎用性の高い物品購入及び作成費用は除く。

ア　出展において主催者に支払いが必須となる費用

例：小間料、電気使用料、保険料、廃棄費用等

イ　展示会場においてブースを装飾するためのレンタル備品代等

(2) 補助事業区分「オンラインで開催される展示会等」のうち、補助対象者「オンラインで開催される展示会」とは事業者間の販路拡大を目的としたマッチングサイト等を指す。

２　同一の展示会等で「国内（国外）で開催される展示会等」と「オンラインで開催される展示会等」双方に出展した場合は補助事業区分に沿って申請は各１回とみなす。

第２　要綱第５条関係

要綱第５条中申請時に添付する書類は次に掲げる書類で要件を満たすものとする

(1) 個人事業主にあっては、登記事項証明書に代わるものとして直近の確定申告書の写し又は個人事業の開廃業等届出書の写し

(2) 従業者がいない場合は、従業者数を証明する書類の写しに代わるものとして従業者がいない旨の申出書

(3)要領第１　２のうち、主催者等に「国内（国外）で開催される展示会等」と「オンラインで開催される展示会等」の費用を一括で支払っている場合は、経費の支払等を証明する書類の写しに、それぞれの支払額が分かるよう提出しなければならない。

附則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。